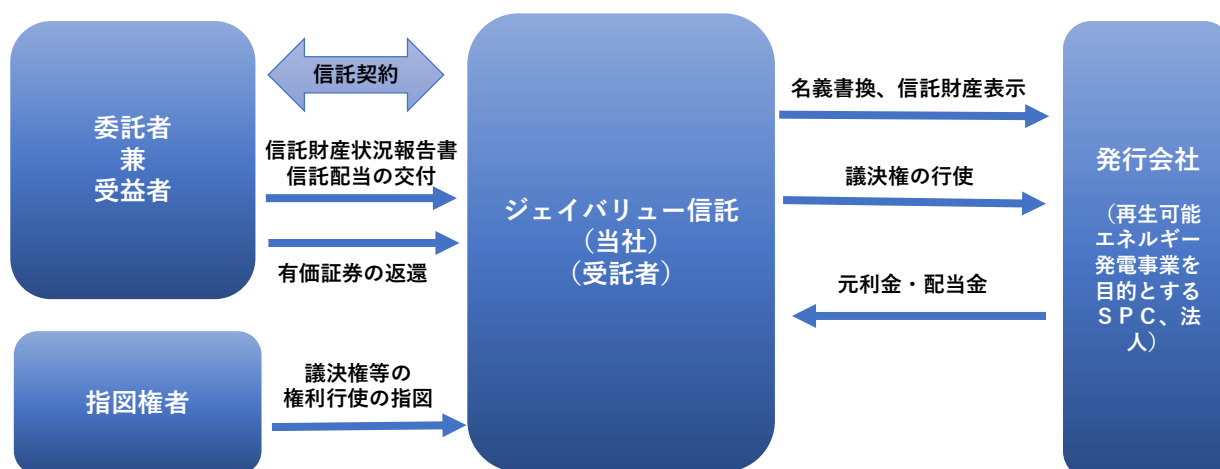


有価証券管理信託スキーム

信託の対象となる財産の種類

①金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定される有価証券



スキーム概要

- ① 当社は、委託者と信託契約を締結し、有価証券を信託財産としてお預かりします。
- ② 当社は、有価証券の発行会社に対して、信託財産の有価証券に関する名義書換および信託財産表示を行います。
- ③ 当社は、指図権者からの指図に従い、発行会社に対する議決権等の権利の行使を行います。
- ④ 当社は、発行会社から元利金、配当金を収受します。
- ⑤ 当社は、受益者へ信託配当の交付をします。
- ⑥ 当社は、信託終了時に、信託財産の最終計算を行った後、信託財産を受益者に交付します。

対象となる委託者兼受益者

- ・SPC（特定目的会社）、法人および個人

対象となる発行会社

- ・再生可能エネルギー発電事業を目的とするSPC、法人

有価証券管理信託スキームのメリット

- ・有価証券の管理を信託会社に委託することで、事務負担を軽減することが可能となります。

本件信託スキームのご利用には当社所定の審査が必要となります。
詳細につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

ジェイバリュートラスト株式会社 営業部
Tel 03-6551-2621 / Fax 03-6551-2633